

イングランド銀行の創設にかんする一考察

藤田, 幸雄

<https://doi.org/10.15017/2920623>

出版情報 : 経済論究. 54, pp.97-135, 1982-05-30. 九州大学大学院経済学会
バージョン :
権利関係 :



イングランド銀行の創設にかんする一考察

藤 田 幸 雄

(一)

イングランド銀行の設立は最初の近代的銀行の生誕であった、と従来よりいわれてきた。いかなる意味において、それが近代的銀行の成立であったといわれるのであろうか、「近代的銀行」と規定されることの歴史的実なり論理的条件なりを深めてみたい。その際、同行の設立(1694年)から南海泡沫(1720年)前後までを対象として念頭においてみることにする。

最近の議論では、これについて、次のような簡潔な整理がおこなわれているのである。「イングランド銀行が最初の近代的銀行であるということが、どうしていえるのか、という点がかなり問題になった……。要するに第1、ブルジョア革命を遂行した政府の財政をまかなったという点でもって、近代的であるという点と、第2に、ゴールドスミス・ノートの伝統をうけついで、自己に対する信用を他人に貸付けるといふ形、つまり銀行券の発行を行うという点で振替銀行とちがうということ、それから第3に、これは成立した当時からあったかどうか問題ですけど、イングランド銀行券が、地方の商業手形の流通と結びついた点、この三つの点で近代性を認める必要があるのではないか」と主張されている。¹⁾ この先学の主張には学ぶものが多いが、これを、もう少し深めてみよう。そこでは設立当初のイングランド銀行にまでさかのぼり、それが最初の近代的銀行であることが三点にわたって説明されている。第1の点は歴史的・体制的評価にかかわるのに対し、第2、3の点は信用制度と信用貨幣とかかわらしめて述べられている。とはいえ、ブルジョア革命政府への貸上げをもって近代的とすることは、新銀行による政府貸付の性格を形容するものだが、何故そう規定されるのかその中味が問われなければならないであろう。例えば、名

嘗革命後の政府に金匠ダンコムでさえ貸上げていたという。革命政府に貸上げるにしても、これを金でなしたのかまた銀行手形で行なったのかどうかということが関連する問題となる。そこで、第2の点つまりイングランド銀行は発券銀行として生誕し、たんなる振替銀行と違うという点がクローズ・アップされるのである。しかし、金匠手形（ゴールドスミス・ノート、Goldsmith Notes）の「伝統を受けついで」初期イングランド銀行券が発行されたから近代的というのであれば、イングランド銀行がなぜ「最初の近代的銀行」であるというのだろうか、立ち止まり問い返されねばならない。金匠手形が貸付発行されたという点はまた問題の多いところで、金匠手形はたんなる預金（現金）の受領証であって、貸付発行された形跡のないことが今日指摘されている。また、銀行券の問題を論ずるのにそれを支える準備金の存在を無視して議論することでもできないであろう。これらの点は後述するとして、第3に、イングランド銀行券が地方の商業手形の流通と結びついたことに近代性が求められている。「地方の商業手形」とはどの地方のものであろうか。両者はいかなる結びつきにあったのだろうか。また、銀行券といっても捺印手形（Sealed Bills）なのか当座現金手形（Running Cash Notes）なのか、どちらが地方の商業手形と結びつきを深めたのであろうか。これら初期諸銀行券（銀行諸手形）は、一体どういった性格のものであったのだろうか。これらの点も疑問として残るのである。

初期イングランド銀行券と地方の商業手形の結びつきについては、次のようにもまた敷衍されている。「この時代になると、地方の富裕な商人が手形割引の形で地方の商人や生産者に貨幣貸付を行うようになる。その手形が、ロンドンの商人のところへ集まってきて、ロンドンの商人が、その手形を再割引して、地方の富裕な商人に貨幣を与えるという関係がでてくる。ロンドンの商人は、その再割引のため、自分名義の貿易手形をイングランド銀行へもっていった貨幣にかえてもらう。そうした関係が広範に一般化してきたことがイングランド銀行を生んだ原因である」。「近代的銀行といわれるイングランド銀行は国際間の貿易にタッチする面はもちろんありますが、主な基盤というのはやはり国内の商業ないし工業であった」。²⁾ ここでは、地方の商業手形、貿易手形、イングランド銀行券、という形で論理づけられており、イングランド銀行券と地

方の商業手形との結びつき方は、間接・迂回的である。貿易手形を割引く（為替）銀行が国内商工業を基盤としていたということの論理的関連性が明示されねばならない。同行が近代的銀行の生誕と概念されるのも、資本主義的生産様式の形成されるなか、初期産業資本を基盤としていたからではないだろうか、そうした方向性で研究を深化してみることにしよう。

こうした観点より、イングランド銀行創設の近代的理論を再構築するとすれば、まず何よりも当時の歴史的に特殊な貿易・経済構造とこれに基礎をおく貨幣・信用関係を貫ぬく諸関係に照らして研究を進めていく以外にないだろう。この点は後述するとして、なおマルクスの知見が忘れられえない。第一に、『資本論』第1巻第24章の「本源的蓄積（Die sogenannte ursprüngliche Akkumulation）」のなかでその槓杆としての国債制度の展開との関連でイングランド銀行創設の意義づけが与えられているのである。さらに第二に、彼は、第3巻第36章「資本主義社会以前（Vorkapitalistisches）」において、当時の歴史的課題として浮かび上がっていた商業・産業と国家の高利からの解放の要求との関連でイングランド銀行の生誕を位置づけようと試みた。これは近代的信用制度がいまからやっと生まれようとしている時代のことで、いわばどちらの箇所にあっても資本主義的生産様式がまさにいま生成しつつある特殊歴史的段階においてイングランド銀行の設立の歴史的意義づけが行なわれている点を、見落すことはできないであろう。

（二）

さて、イングランド銀行券と相異なり、金匠手形（Goldsmith Notes）が貸付取引を介し発行されたのではなく、貨幣取引にもとづいていたことは、今日では周知のところであろう。その発行を示す元帳によれば、金匠手形は「現金の払込み、預金に対してのみ発行され、しかもその名宛人は、そのランニング・キャッシュの預金者であり」その「パーソナルな性格はあくまで維持され」、それが「信用の供与に発行された形跡は見出しえず」、金匠手形は「いわば、裏書により譲渡流通する預金証書といったもので、リシートとしての性格を決

して、越えることはなかったのである。」「それらはむしろ流通する預金受領証として、フッガー手形やアムステルダム銀行手形に類似したもの」であった。貸付取引に金匠手形の「発行がみられなかったことは、ローン・ブックと元帳を照合すれば、容易に理解できる。」「ホーア銀行は1696年11月8日、トーマス・ポーペイへ128ポンドの信用供与をなしたが、その際、つぎのような手続きをとっている。まず、ローン・ブック（1696—1718年）の9頁にある T. ポーペイの口座に借方記入をなした。そして同時に元帳（E）の14頁にある彼の当座勘定に同額の貸方記入を行なっている。」すなわち、貸付業務に金匠手形は「その性格から当然、推測しうることであるが、登場しないのであり、信用供与は当座預金勘定への貸方記入＝預金創造の形態をとるのである」³⁾と説明されている。つまり、金匠手形は商業手形の割引を介し発行された貸付手形ではなく、預金取引に基づく金の受領証の性格が濃厚であることが歴史事実により指摘されたのである。後の銀行券への発展の素地を有しながらも、金匠手形が貸付手形ではなくして貨幣取引に基礎をおく貨幣手形（Geldwechsel）つまり貨幣取引業者の振出す約束手形（Promissory Note）であることは、商業手形ないし商品手形（Warenwechsel）との対比においてすでに先駆的に主張されてきた。⁴⁾

この見解は、最も説得力あるものであったといえよう。とはいえ、金匠手形を預金受領証と同一のものに帰着させるとすれば、ノートとリシートとの両者のもつそれぞれの特殊歴史的意味の相違が軽視されるのではなからうか。両者の有する、相異なるそれぞれの根拠は、何に求められるのであろうか。

さらにまた、金匠は受領証（Goldsmith Receipts）も金匠手形（Goldsmith Notes）も与えずに、当座現金を受入れ金匠宛手形（Bills upon Goldsmith）——つまり金匠小切手——の振出を許していたという。「王政復古期のはじめの数年間には、ロンドンの金匠銀行家たちはあらゆる種類の銀行業務をなしつつあった。／彼らは受領証を与え、6%が正常利率であった利子を付けて預金を受け入れ、その受領証が呈示されると払戻を行なった。／また、彼らは同じく利付ではあるが、正式の受領証なしに、従って容易に引出される“当座現金”を預かった。金匠銀行家たちは、その顧客が当座現金にもとづいて振出した“振

「出手形」を引受け、支払をした。／さらに預金者またはその指図人に、後には預金者または持参人に支払をする金匠銀行家自身の支払約束書、つまり彼らの「為替手形」また「約束手形」が流通し始めていた。』⁵⁾

このように、常識的に金匠銀行券といわれてきた金匠の信用手段にしても、受領証^{リシート}に始まり、金匠手形^{ノート}、さらに金匠宛手形^{ビル}が区別されることなしに議論されてはならないだろう。1676年匿名の著者（チャイルド？）が、「500ポンドとか1,000ポンド、あるいはたびたび自分達の身代の20倍にもおよぶ約束手形を振出して渡し」ていたのは金匠手形^{ノート}のことであろうし、⁶⁾ 7年間不在にして1680年ロンドンに帰ったノースが、あらゆる人々が貨幣を金匠に預金し、いかに多くの支払が金匠宛に振出された手形によって行なわれているかを見て驚いたというのは、金匠宛手形^{ビル}のことであった。巻末の資料2にみられるように、金匠の受領証^{リシート}は1633年のものからみられ、主に保管預金に対し発行されていた。資料3の金匠宛手形^{ビル}は、預金者が金匠宛に振出した当座現金の支払指図書で、当時頻繁に振出され、1659年のものから現存し枚数も多い。これには、顧客が金匠宛に振出したものばかりでなく、ある金匠が他の金匠に宛てて振出したものも存在する。金匠受領証^{リシート}、金匠宛手形^{ビル}、金匠手形^{ノート}の三つの信用手段（当初いずれもすべて手書）の中でも、金匠宛手形^{ビル}が最も多く現存する見本を残しており、金匠は預金の受領証を発行するだけでなく、振替的納納預金業務を行なうまで発展していたのである。

さて、残る問題は、金匠手形^{ノート} Goldsmith Note（金匠の約束手形 Promissory Note ないし当座現金手形 Running Cash Note、資料4）にまつわるものであろう。金匠の受領証^{リシート}は早くも内乱前の1630年代から現存し、金匠宛手形^{ビル}は共和制下1650年代から多数みられることは前述した通りだが、これらに対し金匠手形^{ノート}はやっと名誉革命直前の1680年代からみられるのである。この点、金匠手形^{ノート}は受領証^{リシート}の性格を残しているにせよ、やはり両者は歴史段階を異にし、概念的に区別されねばならないであろう。

してみると、金匠受領証^{リシート}は主に「保管預金」の受入れにさいし発行されたのに対し、金匠手形^{ノート}は主に国内の「当座現金」の受入れにさいし発行されたと考えられる。為替手形の流通もその条件となったであろうが、金匠の手における

保管預金取引から当座預金取引への金貨幣取引業のこの転化を、半世紀に渡るロンドンの内外商業の発展が経済の国内旋回化とともにこれを決定づけたわけである。形としては、ただの受領証^{リシート}から、支払約束する受領証^{ノート}が生成し、最後に支払約束書たる金匠手形^{ノート}が生みだされた。(受領証→受領手形→金匠手形)。

金匠自身も、細工金匠 (Working Goldsmith) や両替金匠 (Exchanging Goldsmith) の段階から、さらに巨大金匠 (Royal Goldsmith) の没落をへて、市中金匠 (City Goldsmith) の時代となっていた。彼らの手にする当座現金や地金も増加し、これを基礎に金匠手形^{ノート}や金匠宛手形^{ビル}が流通し、これらによって商業手形が支払われ、ロンドンの商業取引がとり結ばれたのである。

バイナー、バックウェルらの巨大金匠による政府前貸は主に現金でなされており、彼らの金匠手形^{ノート}で行なわれた形跡はない。後に、金匠ダンコムによる政府貸上に彼の金匠手形^{ノート}が用いられたというが、これも払込まれると即座に兌換されることを条件とするものであった。しかも、彼らの貸上・前貸は高利的であり、彼らの貸付取引を特徴づけるものは、銀行券利子付資本に先立つ金利子付資本であったといえよう。

「国庫を初め商人や生産者たちは、一方では金匠に強く依存していたが、他面では金匠の課す高利のゆえにこれに反撥していた。」⁷⁾ 新銀行の設立が以前よりロンドンの朝野で提案され、計画され、それが遂に必要となった。「この銀行は、すでに高利貸に吸取られていた政府のためだけでも、議会の協賛を保証として貨幣を我慢のできる利率で入手するために必要であった」(Marx, K., *Das Kapital* III, 1894, SS. 615-26, 向坂訳『資本論』3(2) 岩波書店 1967年 758—68頁)。巨大金匠の瓦解からイングランド銀行の生誕にかけては、高い利子に反抗するもこれを容認せざるをえなかった時代から、利子引下げの運動を具体的に銀行を設立することで展開し始める議会的重商主義時代の段階への飛躍がみられたのである。両者のおかれる関係が違うわけである。

カルペパ父子、チャイルド、パタスンが高利に加えた攻撃は新興ブルジョアジの闘争であり、商業・産業と国家の高利からの解放を要求するのに国家権力の助けを借りることもためらわれなかった。こうして法定利率の引下げが推進された。1545年・1571年10%, 1624年8%, 1651年・1660年6%, (1690年4%,

下院で否決158:155), 1714年5%。政治的には絶対王制の解体を1688年名誉革命が特徴づけた。革命議会はウィリアム3世を先進国オランダから招き入れ、彼の対仏戦争に起因する政府金融の再編が時代の課題となり、イングランド銀行設立の機運が熟した。彼とともに国債制度がオランダからイングランドに移植される。革命によりホイッグ党が租税取立人となり、保護制度も確立され、東インド会社やイングランド銀行の特許状も議会から承認されたものであった。

(三)

金匠^{ノット}手形に対比させてイングランド銀行の初期諸銀行券(銀行諸手形)の性格を規定づける前に、同行の発券の基礎となる準備金のことが述べておかなくてはならないであろう。イングランド銀行の最初の現金元帳の第1頁第1行に現われてくるのは、£30万の現金(主にクラウン貨、ギニー貨)であった(表1)。これは、£120万の資本金のうちの¼が即座に払込まれた応募現金(Subscription Cash)で、新銀行の成立に不可欠な条件とされたものであった。これなしには、新銀行も日の目をみるができなかったのである。この資本金現金をもとに同行は営業を開始したが、これは一方で名目資本金のうちの払込まれた実質部分として、他方政府貸上手段たる捺印手形のための準備金となる性格のものだった。(現金元帳をさらに読んでいくにつれ、為替手形や国庫支払指図書^{ノット}の受領に対しても現金と同様の記帳が行なわれていた。)

1694年内のうちに、国庫への貸付金£120万全額の払込が完了するが、その時点でさえイングランド銀行への資本金の払込は60%(£72万——うち現金は£60万——)にすぎず、従って当然貸上は若干の現金と捺印手形その他の銀行手形による以外になかった(表2)。

払込金60%で未払込金40%を残しつつも、払込・未払込にかかわらず、名目資本金(£120万)の額までとにかく捺印手形を発行した。この点に捺印手形の新機軸ないし画期的意義があった。すなわち、銀行は払込現金£60万と捺印手形£120万を手にしえたのである。貸上に代えて銀行は、政府より利付割符の形で支払約束をえた。いわば、同行は捺印手形の発行なしに、またその政府

表1 The First Page of the First Cash Book, 24 July 1694.

1		Subscription Cash for 1/4 of £12.00000 : Subscribed to y ^e : Bank of England	£.	s.	d.
			30.0000		
1	1	To Sr : Edw ^o : Abney rec ^d : the 28 instant	1000		
1	2	To Thomas Dalton apothecary rec ^d : the 18 Instant	300		
2	3	To Obadiah Sedgwick rec ^d : The 23 Instant	485	8	10
2	4	To In ^o : Smith Esq root on y ^e : Exchequer y ^e : 24 instant BB.	5202	16	
2	5	To Peter Albert a bill of exc ^a : is rec ^d : 200 by-280 : 16 : 7 by-	480	16	7
2	6	To John Smith Esq rec ^d : the 28 instant BB	2000		
2	7	To Obadiah Sedgwick rec ^d : the 28 instant	400		
3	8	To Daniell Tainturier Esq a bill of Foule's rec ^d : this 31 ditto	450		
3	9	To Elis ^e domager Courtes of Cartisto rec ^d : the 31 ditto	200		
2	10	To Peter Albert a bill of exc ^a : on Tho : & Tho : Dade rec ^d : y ^e 31 ditto	74	14	6
3	11	To Abraham Houblon Esq rec ^d : on 2 exchr : order 159 : 249	832	15	6
2	12	To In ^o : Smith Esq of Beaufort building rec ^d : of Moore & Paino	1000		
			312426	11	5

(Source ; Clapham, *ibid.*, p. 20 邦訳22頁, すべて手書)

表2 1694年イングランド銀行生誕時のバランズ・シート

7/27 第1回コール(25%)	£ 30万	6/21— 7/ 2 株式応募	£ 120万
9/30 第2 " (25%)	30万		
11/27 第3 " (10%)	12万		
	72万	8/ 2—11/28 捺印手形	120万
内訳(現金 60万)			
(債務証書 12万)			
(未払込金 (40%)	48万)		
11/28 タリー	120万		
	240		240

(Source ; Clapham, *ibid.*, p. 304 邦訳347頁)

による寛大な受領なしには貸上しえなかったもので、しかもこの捺印手形の発行には資本金現金から形成される準備金の存在が不可欠な条件となっていた。それ故、捺印手形は受領証^{リシート}とはその性質上異なっていたのである。

その後、下院議会の要請により、イングランド銀行が資産状態の報告書を作成したのは、1696年5月恐慌後の11月10日のことであった。この貸借対照表3では、£210万の債権のうち現金準備（クラウン銀貨、ギニ金貨）はわずか£3.5万で、準備率は1.6%にすぎなかった。現金以外には、金匠手形^{ノート}が約£1万、債務証書で払込まれた資本金£10万、個人貸付・抵当証書£4万、未取立割引手形・質入証券その他£5万、オランダの債権£3万で、いずれも容易に現金化しえないものであった。そして、政府割符が£183万で、当初の貸上に対するもの£120万、その利子の未受領分£5万、その後、追加的に貸付・割引かれたもの£50万で、銀行資産の87%を構成した。この創設期のイングランド銀行は「割符仲買人 Tally Jobber」といわれているように、政府金融会社の性格が濃厚であるにもかかわらず、こうした関連のなかで市場から間接的に手に入れた割符や内外商業手形の割引業務が開始されはじめるのである。

債務については、銀行諸手形（捺印手形、当座現金手形、正貨手形 Specie Notes の初期諸銀行券）が£166万とその80%を占め、オランダからの借入金

表3 イングランド銀行バランス・シート 1696年11月10日

現金その他証券	£ 266,611	銀 行 手 形	£ 1,657,996
内訳 現 金	35,664	捺印手形	893,800
債務証書での払込金	101,755	" の未払利子	17,876
金匠手形	9,637	無利子当座現金手形	695,526
個人貸付・抵当証券	42,160	正貨手形	68,670
未取立割引手形・質入証券・			
その他小額債権	47,219		
オランダへの債権	30,176		
割 符	1,834,576	オランダでの借入金	300,000
(長期割符	1,200,000)		
政府未払利子	50,000	残 高	125,315
短期割符	584,576	(配当・給与の未払分)	
	2,101,187		2,101,187

Source; Clapham, *ibid.*, p. 44 邦訳53頁)

での借入金とは、ウィリアム国王の海外駐屯兵への戦時送金取引の必要に起因するもので、諸々の銀行手形も主に政府との貨幣・貸付取引に関連して直接・

(収入) 表4 1694, 7/30—'95, 3/14 イングランド銀行損益計算表 (支出)

£ 120万	貸上利子	£ 50,000	配 当 (6%)	£ 72,000
"	早期貸上報酬	6,877	捺印手形の利払	3,000
貸付利子		15,807	当座現金手形 "	165
(政府(役人)貸付 国庫追加貸上 商業貸付			そ の 他	1,994
割引利子		4,419		
(割符・支払指図書 為替手形 (bills)		3,319 1,100		
		77,159		77,159

(Source; Clapham, *ibid.*, p. 24 邦訳29頁)

表5 イングランド銀行のバラ

	1696 3/14	96 11/10	97 6/25	98 8/31	99 "
(1) 捺印手形	112	89	96	50	120
(2) 正貨手形, 当座現金手形	89	76	98	122	50
(3) 勘定口座手形				2	2
(4) 銀行手形合計	201	166	194	174	172
(5) 預金及び振出勘定	7			10	12
(6) 外国為替	32	30	25		
(7) その他	1	2	3	6	1
(8) 行外負債高	241	198	222	190	186
(9) 行内 "	77	133	124	232	230
(10) 総負債・総資産	318	330	346	421	416
(11) 資本金	120	120	120	120	120
(12) 受取利子	4	5	1	3	0.2
(13) 政府貸上と割引 (国庫手形)	157	179	183	240	215
(14) " 残高			4	0.2	0.2
(15) " 総勘定	281	304	308	364	336
(16) 割引手形・受取手形	5	5	4	9	10
(17) 個人残高	6	4	4	4	8
(18) その他		3	0.3	1	1
(19) 政府外勘定	12	12	9	13	18
(20) 資本金の減少					2
(21) その他行内		10	2	1	1
(22) 地金と現金	26	5	28	43	59
(23) 両側から控除された国庫手形					
(24) 総現金準備(8) / (22)	11%	2"	12"	23"	32"
(25) 純 " (4)+(5)/(22)	13%	3"	14"	23"	32"

(Source; Horsefield, J. K., *British Monetary*

間接発行されたものだった。このように、新銀行は対内的には銀行手形による政府貸上取引でウィリアム国王の財政活動を支え、対外的には送金取引を介し彼の対仏戦争を支援する役割を負わされた。いわば、対内・対外両面で政府の財政政策を助け、新銀行は重商主義戦争の貨幣・金融上の槓杆として出発するのである。

この時期の損益計算表4をみても、そうした傾向が窺がわれ、銀行収入は政府貸上から生じ、ついで配当として株主に支払われていったように思われる。

イングランド銀行のその後の営業活動についても、1696年から1710年までの貸借対照表5により窺うことができるだろう。現金準備率も1696年5月パニック時の支払停止後しだいに回復しているが(22)(24)(25)、この事件を契機に新銀行は政府の保証や特権によっても頼ることのできない準備金の存在をはっきりと認

ンス・シート, 1696—1710年

(単位 ￡万)

1700	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
93	89	102	90	68	103	85	99	92	54	31
76	74	91	117	87	92	77	79	57	67	46
2	2	10	5	8	5	3	4	3	3	2
171	166	203	211	163	200	165	181	152	124	79
10	48	15	23	17	23	20	20	18	17	13
	3									6
1	3	2	3	1	2	2	2	4	15	2
182	219	220	237	181	225	187	203	173	156	99
230	229	232	232	229	228	229	171	235	457	521
412	448	451	469	410	453	415	374	409	614	621
120	120	120	120	120	120	120	120	120	160	160
1	1	1		1					1	2
231	236	202	200	174	168	138	89	80	247	257
							(86)	(119)	(61)	(50)
0.2	1						5	0.2	3	49
353	359	323	320	295	288	258	300	319	472	513
17	11	9	8	13	10	16	21	19	25	41
9	9	2	5	3	2	6	3	11	5	11
1	7	1	0.2	1	1	1	1	1	1	19
27	26	11	12	17	13	24	25	30	30	71
2	4	15	32	48	67	90				
0.4	0.4	0.4	0.2	0.2	0.2	0.2	2	2	48	3
30	60	102	105	51	84	43	48	57	64	30
							147	157	242	305
17"	27"	47"	44"	28"	37"	23"	14"	17"	16"	17"
17"	28"	47"	45"	28"	38"	23"	24"	33"	45"	32"

識し、自らの手でその強化に努め始めた。つまり、まず捺印手形をはじめとする諸々の銀行手形がとにかく発行された、そして準備率が事後的・経験的に維持されたわけだ。平均約30%の準備率は、長年もちこたえてきたチャイルド銀行のそれに匹敵するものだった。これも銀行の背後で1つの社会的過程を介し確立されるもので、同行にとっては慣習によってあたえられるかのように見える。そして、今度は、これに基礎づけられて、諸々の銀行手形(1)(2)による、政府割符や国庫手形に対する貸付取引という支配的傾向のなかから、預金取引(2)(3)(5)、為替手形取引(16)、個人取引(17)、政府外取引(19)や地金取引(22)などの近代的貨幣・貸付業務がその芽を出し始めたのである。

以上のことを、先学に学びつつ、さらに深めてみることにしよう。「イングランド銀行は、「政府貸付機関」として出発した。したがって、銀行と政府の関係は、密接不可離にある。政府への銀行金融は、若干の銀行手形で行なわれた。銀行が手形で貸付けるかぎり、銀行には、「巨大な貴金属の宝庫」としての資格がいる。イングランド銀行は、そのためには先ず、大規模な貨幣保管取引を営んでいることが必要である。」「地金源泉は、準備を増大する必要から多方面にもとめられる。貿易受取残高の集積は、その1つである。」「イングランド銀行の現金準備は、ロンドン商人をはじめ、政府高官・地方生産者と商人にいたる手許遊休貨幣の預託から成り立っていた。」⁸⁾

みられるように、当初の貸付取引に先行して貨幣取引が展開されていたこと、銀行手形の発行には準備金の存在が不可欠であること、そして銀行資本の構成要素の元本は地金形態でなければならないことが指摘されているのである。

そのうえさらに、ロンドン商人の貿易（超過）利潤を流入させるのに、新銀行は預金（他人資本）取引に先行させて、株式資本金の払込という自己資本の拡大を介して蒐集もした。いわば、株主の信用と預金者の信用とが同一視され、払込資本金が預金と観念され、同行の金庫に保管されたのである。預金現金（他人資本）を誘導するのに、まず資本金現金（自己資本取引）がその条件となった。新銀行はウィリアム国王・女王をはじめ、イングランド各地方とロンドンの内外商人や貨幣所有者ら1,272名の株主の応募を介して、資本金を蒐集した。この限りでは、株式会社設立のための出資取引にすぎないが、払込まれてくる

資本金現金を銀行は預金現金と同一視し、これをともに金庫に保管し、準備金の源泉とした。これを基礎に、同行は、捺印手形を名目資本金の£120万まで発行する特権を獲得した。政府貸上も、この銀行手形その他でなされ、政府はこれを受取り、国内の用にあてたという。これは通常£100券で印刷され、3%の利子が付され期限1年を有するとともに利子を放棄すれば要求払であったという。

巻末の資料5の示すように、捺印手形はイングランド銀行（総裁・出資者）を支払人とし、振出人を理事会とし、受取人を記名者・譲渡者として振出された銀行為替手形であった。これにより、政府と商人（政商）の債権・債務関係が、貸付の結果生じた政府と銀行の債権・債務関係を介して、商人と銀行の債権・債務関係へと振替可能となった。銀行が準備現金として保管する資本金現金を基礎にこれを約束された政府貸上のため国庫に払込む目的で捺印手形は発行され、パタスンによって財産手形（Bill of Property）と呼ばれ、ゴドフリのときは銀行割符（Bank Tally）とみなし、流通性を有するべきものとされていた。国庫はこの捺印手形を受取り、債権者たる商人に支払ったという。これらロンドン商人たちは同時に新銀行の株主や理事でもあるわけで、かれらは受取った捺印手形を現金化するか、預金して当座現金手形に替えるか、国庫や大口債権者への（税）支払手段や地方への送金手段に用いるか、利付のため退蔵するかした。これにより、銀行の現金準備も流出を免がれることになる。こうして捺印手形が財政流通を出発点に、これと結びついた重商主義的商業流通でその機能を発揮し始めたと思われるのである。とはいえ、これは政府の割符に対し発行されその流通領域もロンドンに限定され、流通力も限られたもので、利付・大額・期限が付されるなど、いわば銀行手形というべき初期銀行券でそうした形態の中にやっと後の兌換銀行券（信用貨幣）の素地がみられ、産声をあげたということなのである。だから、両者は関係を異にし、歴史的にも、論理的にも異なっていたといえよう。

王政復古期の政府が金匠手形を前貸にさいし受けとらなかつたのに、何故革命政府がイングランド銀行手形を受けとったのかが、問題となるだろう。金匠手形は個人手形で当座現金の受領証であるのに対し、捺印手形は法人手形であった。もちろん、金匠にも巨大なものもいた。これまで金銀鑄貨以外に不可能

であった租税支払や貸上に捺印手形が用いられ始めたこと、つまり政府の受領性はその手形の流通力を強化したが、これには資本金現金を基礎に形成された準備金で保証されていることを不可欠な条件とせざるをえなかった。

1698年の法律は諸税の支払にイングランド銀行手形を国庫が受入れることを正式に許したのだが、法貨規定は決して1833年まで与えられはしなかった。また、国際貿易で過去300年以上も使い慣らされてきた外国為替手形、これに導びかれてクロムウェル革命前後に出自し始めた内国為替手形の流通、金匠手形^{ノット}などの存在も、そのための歴史的前提をなしていたことは、いうまでもないであろう。

そもそも、イングランド銀行の設立はウィリアム国王のために戦費調達する御用銀行的性格を強く帯びたものだった。そこで、以下のような新機軸がみられたのである。名誉革命に勝利した新興ブルジョアジは、先進国オランダからウィリアム公子を迎え入れた。彼の対仏（植民地）戦争（1689—97年）を金融するのに、オランダの国債制度が彼とともにイングランドに移植されたことは既に述べた。新銀行も、その一部をなしていたのである。トンチン公債£100万（1693年、年利7—14%、利払基金はアルコール税）、富籤公債£100万（1694年、年利14%、利払基金は関税と酒税、£10券10万枚）の消化は困難をきわめながらも戦時下で引受けられた。しかし、なお戦費は不足していた。革命議会ホイッグは「トン税法」を通過させ、戦争遂行のため自発的に£120万を貸上げるものに8%の利子と手数料（£10万）を入港船舶トン税その他で保証した。このための、歳入の資本化つまり譲渡可能な永久利子基金制を発案したのがパタソンで、資金提供者がロンドン商人ゴドフリ（初代副総裁）やシティのウブロン（初代総裁）で、協賛したのが議会ホイッグと蔵相モンタギュ、費消したのがウィリアム3世であった。

国王と女王みずから新銀行の設立のため、£1万応募したという。さらに、応募を奨励するのに2%の割引が与えられたが、このプレミアムも王室費 Civil List から支出された。しかも、銀行の利子収入は無税で、株式（配当）にも非課税措置が講じられたのである。後に、国王はパタソンに幾度か謁見を許し、彼の諸計画を文書で述べるように求めた。こうした事実、国王はじめオ

レンジ候派 (Orangist Party) が、新銀行の成功に密接な利害関係を有していたことを物語っている。⁹⁾

新銀行の貸上額 £120万は、過去約30名の金匠グループが国庫に前貸した額に匹敵し、個々分散的に30行が独立してなす代わりに、イングランド銀行1人が貸上げたわけで銀行準備金もそれだけ節約され貸付余力も拡大しよう。多数の個々の金匠に代えて、新銀行は巨大な社会的貸手として立ち現われたのである。だから、パタスンの案は、ジェノヴァ銀行、ヴェネチア銀行また東インド会社のような株式会社形態の法人銀行を前提していた。トン税で裏付けられる利払基金が、貸付元本を保証し銀行に利子として支払われ、しかる後に株主へ配当される。彼の譲渡可能な利子基金制とはこのようなもので、これは見方をかえれば、£120万の貸上を国債消化にみたてたもので、事実担保に国庫から割符が銀行に差し入れられていた。まぎれもなく、国債制度が当初新銀行の温床であった。

こうして、イングランド銀行 (^{ガバナ}総裁と^{カンパニ}出資者) The Governor and Company of the Bank of England が日の目をみた。応募の受付は、ロンドン市長らの準備委員会が行なった。最初の株主総会で24名の理事と正副総裁が選出されたが、ここで総裁とは筆頭大株主以上のものではないだろう。かれらはいずれも、ロンドンの大商人たちで、特権カンパニやロンドン市長・参事会員・シェリフ、政府役人や下院議院、各省大臣を兼務したという。商品流通の一定の展開が擬制的商品 (国債や株式) を生みだし、新銀行の株式がシティの内外商人の恰好の投機対象となったのである。いわば、新銀行も最初は、国民的とは名ばかりのシティ商人たちの、「私的投機業者たちの会社」にすぎなかった (Marx, *ibid.*, S. 788, 向坂訳 942頁)。商人は商人で銀行株に投資し、銀行は銀行で国債に投資した。貨幣貯備がこうして市場に投げ出された。

こうした外観にもかかわらず、ロンドン商人たちは、政府に貸上げる代償に、株式銀行業の特権を獲得したのである。最初はその期限も11年間のものだったにもかかわらず、とにかく銀行業の特権を買い取ったのだ。

新銀行はおのずと商業活動を禁じられていたが、当初の貸上に対する8%の利子と名目資本金と同額の発行特権とを付与され、あわせて地金取引とこれを

基礎に貨幣の受領・借入と貸付、内外の為替手形取引、質入・担保商品や購入土地生産物の売却などを許され、原始的形態に覆われて諸々の近代的な貨幣取引と貸付取引とを展開することとなった。

商品担保貸付（煙草、コルク、コーヒー、宝石、金銀食器その他）や不動産抵当貸付は、しだいに重要でなくなる。貸付は、約束手形やさまざまな有価証券（公債・株式他）を担保になされた。内外為替手形の割引も、理事や株主や預金者に対して行なわれたが、ロンドン人であることと理事の推薦をうけることを絶対の条件とした。これは時の経過とともに正規の業務となり、銀行手形を流通させる主たる方法となった。資本金の払込も60%（£72万）で全額が期待されえない段階で、£120万の政府貸上を完遂したことはすでに述べた。主に捺印手形に加えて、当座現金手形も用いられたようである。イングランド銀行の設立を単に「投資信託 Investment Trust」（に商業銀行 Commercial Banking を接木したもの）とみなすのでは、以上のことを説明しえない。¹⁰⁾ いわば、同行は特権的な株式発券銀行として生誕したのである。

（ 四 ）

オランダからきたウィリアム国王にとって、新銀行の主要な用途が、銀行諸手形での対内貸上であったとすれば、もう1つの用途は、ルイ14世に対する商業戦争のためフランドースその他の外地に駐屯する彼の軍隊への海外送金であった。国王は、捺印手形がアムステルダムで使用されえないことに大変不満で、追加貸上を銀でなすよう執拗に求めたようである。そして、イングランド銀行には、駐屯兵の緊急の必要に応ずるため戦時送金業務を果たすよう絶えず圧力が加えられていた。オランダからの借入金£30万も、この送金取引に起因するものだったのである（表3）。

新銀行には、数名の理事からなる送金委員会が結成され、また1697年講和まで「イングランド銀行代理人アントワープ駐在所」が常時置かれ、これを介して海外送金が行なわれることとなった。この駐在所は国王が希望し、かつ満足したものだったという。新銀行にとってこの送金取引がいかに重要であったか

は、副総裁ゴドフリ自らナムールに赴いたことにも示されている。

送金委員会は、地金を買入れる権限を与えられたが、すでに戦争の継続と金銀比価の相違や退蔵で対外・対内流出しつくしており、市場には出回っていなかった。そこで、送金は海外の取引先宛の為替手形によって概ね行なわれた。低地諸国を始め、ハンブルグからヴェニスまでの8つの国際商業中心地が送金先に選定され、銀行は非常に多くの内外商社の手形や助力を必要とし、オランダ商社、イタリア人やユダヤ人の国際商社や在外イングランド商社との広範なコルレス関係が利用された。銀行の外国為替取引、地金取引がこのようにして開始され、これにより同行は国際市場で名声をも得ることとなった。

しかし、対外銀流出と国内鑄貨の磨損・削盗のため、アムステルダムでのイングランド為替は平価を14~26%下回っていた。イングランド銀行の為替手形が、アムステルダムで支払を拒否されたこともあったという。1695年9月、フランダースへ送金する貨幣を自国で調達しえず、大陸の貨幣市場で入手するためオランダ政府に援助を求めざるをえなくなった。二口の貸付で£30万を借入れ、短期借入10万と長期の20万で、後者に対し担保として£25万の割符が在英オランダ大使のもとに預け入れられた。これは、完済に1699年までかかったものである。¹¹⁾

みられるように、イングランド銀行は、対外的には送金取引を介してウィリアム国王の対仏戦争を支援し、対内的には銀行手形での貸付取引により戦時財政活動を支える役割を負わされたものである。いわば、対内・対外両面で彼の財政政策を助長し、新銀行は重商主義（戦争）の貨幣・金融上の拠点として活動することとなった。イングランド銀行もその銀行手形も、当時の重商主義経済社会の生みだした特殊に歴史的なもので、それらを手段にして背後では商人資本の蓄積がおこなわれ、資本の原蓄が進行していったのである。

さて、そこで、とりわけイングランド銀行諸手形（初期諸銀行券）を貫く諸関係についてみておこう。払込まれてくる資本金現金とは別に、流入する当座現金に対し預金受領証を与える三つの方法が、第1回目の理事会から議論されていた。(1)持参人払の当座現金手形を与え、分割払は裏書する、(2)預金勘定を有する人々に与えられる勘定口座手形 (Accomptable Notes) の発行、(3)帳簿

の形で顧客の勘定を維持しその写しを彼自身の一枚の紙表で与えるもので、(2)(3)には小切手の振出が許されたという(資料12)。

捺印手形(資料5)が、同行の資本金現金を基礎に名目資本金額£120万まで振出すことを許された政府保証手形であることは、前述した。自然発生的に出し流通し始めた金匠手形^{ノット}に対し、これは当初から目的意識的に発行され、受領証の性格を残してはいなかった。正貨手形(資料9)は、1696年改铸・土地銀行恐慌と1720年南海恐慌のさい緊急発行された新铸貨手形だが、受領証であると同時に返済約束証で、利付期限付だが無利子要求払も可能で、いわば正貨での定期性預金に関連していた。前出の勘定口座手形(資料8)も、受領証であるとともに口座約束証の文言を含むが、これは現金預金でなく金匠手形や為替手形や割符の預託に対し発行され、現金が取立てられると当座現金手形と交換されえた。これも、無利子一覧払だが、預金者本人払のため流通性に限りがあり、いわば預金局の発行する勘定口座可能証だった。1つの銀行手形が別種の銀行手形で受領されることも行なわれたようである。

これに対し、出納局長の発行する当座現金手形(資料6)は、疑いもなく金匠手形^{ノット}に起源を有する約束手形で、要求次第本人また持参人払で、利付のものもあるが無利子が一般的となり、分割払も可能で端数を残したが次第にラウンド・ナンバーとなり、最低額面は1759年まで£20券と大額で、手書のち印刷^{シール}され、当初捺印もなく出納局長の署名で保証されていたが、後には捺印^{シール}も付されるようになり、同行の正式の手形となっていくものの1つだった。当座現金手形は、当初、大額の当座現金の預け入れに対し発行された。1696年9月には、これを西部地方(プリストル)で流通させる提案がなされたが、当座現金預金の収集を目的としていたのだ。

当座現金手形は、出納局長の署名を有し銀行準備金に基礎づけられているため、信用力も高まり、これにも正式の捺印^{シール}が施されるようになると、これまで捺印手形が果たしていた機能を高次に止揚し継承しつつ、預金取引を基礎に貸付取引が「捺印された当座現金手形(Sealed Running Cash Notes)」でもって展開され、これに統一化される傾向を示した。捺印手形^{シール} Sealed Bills とは、捺印手形^{ノット} Sealed Notes となったのである(資料5-6(a))。

捺印手形^{ビル}が当初の資本金現金（自己資本）に基礎づけられ、政府貸付取引と関連していたのに対し、当座現金手形^{ノート}は大口の当座現金の預金（他人資本）にもとづき発行されていた。にもかかわらず、銀行の出納係にとっては、応募現金も当座預金もともに同一金庫の同じ現金と観念され、捺印手形^{ビル}と当座現金手形^{ノート}を区別する意義もしだいに薄れてこざるをえない。捺印手形^{ビル} Sealed Bills が為替手形形式から約束手形形式をとって捺印手形^{ノート} Sealed Notes となるに及び、他方で当座現金手形^{ノート}にも捺印が付されるようになると、両手形の統一化はさらに助長され捺印手形^{ノート} Sealed Notes への一元化が果たされたのである。

1716年捺印手形^{ビル}の廃止と1741年勘定口座手形の廃止が、このことを裏付けている。1704年、ホルトの判決はくつがえされて、約束手形を為替手形と同等のものとして認め、第3者に譲渡可能とした。これら初期諸銀行券は、けれども、諸々の形態を有し不統一・利付・大額・期限・手書・端数を残し、流通力に限りがあり、重商主義的に規定された財政・商業流通をその流通領域とし、のちの無利子一覧払の兌換銀行券（信用貨幣）とは、そのめぐる関係を異にしていたのである。

特権的な発券株式銀行（しかも有限責任の法人会社）として生誕したイングランド銀行は、政府への貸付取引を終えるやこれをも政府預金としてあずかり、さらに収税長官や地方収税人の預金や戦時送金のための公金（ D_1 ）を受入れた。最初、銀行は政府に信用を与えたが、後には政府から信用をえたのである。これと併行して、ロンドン内外商人や株主・理事らの預金（ D_2 ）、さらにシティの金匠やスクリブナの預金（ D_3 ）を受け入れ始めた。貨幣を吸収するのに、一時当座預金にも利子（3%）が付されたという。ロンドンのさまざまな経済主体に保有されていた貴金属貨幣が預金取引を介し、同行の金庫に集約され始める。とはいえ、ロンバード街の市中金匠でもまだそれだけのものは有していた。金匠は個人の資格で当座現金を受入れたのに対し、新銀行は法人として預金を受け入れた、最初の株式銀行だったのである。

当初、同行は国内鑄貨しか受入れず、両替銀行であることを自ら否定していた。地金取引もなお、金匠の特権だったようである。そこで、銀行はしばらく国内鑄貨と銀行手形で営業した。しかし、政府のための海外送金取引を契機と

して、しだいに地金取引や輸入された金銀の保管業務が、内外の貿易商人や地金商や金匠のために開始されるようになった。これを裏返していえば、金匠のロンドン個人銀行化あるいは市中銀行の金匠業務の放棄の傾向につらなった。銀取引は、モカッタ商会を代理人として同行の正規の業務へと発展した。預託された地金銀を担保とする貸付も、開始をみた。東インド会社に銀を売却するとか、同社から購入するとか、インド・アメリカ・大陸との貿易に銀は不可欠であった。貴金属購入委員会が理事会で任命され、その制度化がはかられるのである。

こうして、少なくともロンドンに関する限り、同行は金属準備の保管所となり、ロンドンを中心とする内外信用制度の軸心となり始める。同行の大金庫の貴金属は、現実には、(1)地金銀、金条、銀塊、延棒に加え、(2)外国鑄貨（ポルトガルのモイダ金貨やクルセド銀貨、スペイン・ドル銀貨、オランダ・リックス・ドル銀貨、ピアストル貨やブロード金貨）、そして、(3)国内鑄貨（クラウン銀貨、半クラウン貨、シリング銀貨、ギニ金貨、半ギニ貨）が、時に応じて組合わせを変えつつ保管されるのがみられるようになり、これらが対内的・対外的準備の意味をもたされてきた。金属準備の増減が、同行の信用度の指標とみなされる。帝国の拡大とともに、銀が対外決済のための必要の度を増したが、金はこの銀を緊急に購入するために準備されたりもした。顧客から受取られた地金は、他方同行を介し造幣局に送られギニ金貨となって国内流通界に入ったが、このことも内外の商品流通の拡大を反映するものであった。

当時、ロンドン貿易商人の利潤は莫大であったというし、この貿易量に対し国内取引高はさらにその30倍以上になったともいわれている。銀行の準備率も、改鑄恐慌下の5月支払停止後は平均34%を維持したことは、すでに触れた。当時は、なおしかし、銀を本位とする複本位制下にあり、金銀比価の変動を残しつつも金本位制への傾向を示し始めていた。1696年大改鑄は銀貨のみを対象とし、重商主義の貨幣制度の改革であった。とはいえ、1717年にはニュートンにより、1ギニ金貨=21シリング銀貨とし、金1オンスにつき3ポンド17シリング10ペンスの法定金平価ないし鑄造価格が認められることとなった。

こうした金属準備に基礎づけられながら、イングランド銀行は諸々の銀行手

形を発行したことは、前述した。それらは、増資と貸上の反復を介し、政府割符や内外手形の割引・貸付、また預金や地金購入や配当の支払を介して発行されていた。¹²⁾ 手形割引業務も、当初理事たち内部で始められ、預金者や株主たち、さらに理事の推薦をえたシティの内外商人や貿易会社に対して行なわれた。40年代までに同行は「ボンベイの合同東インド会社宛に振出された為替手形や、マドラス港に停泊中のデドフォード号の船上で日付の入れられたその他の為替手形を現金化している。」¹³⁾ 東インド会社や南海会社は当時準公的機関化しており、これら商人会社には過振も許されたという。さらに、ロンドンのスペイン・ポルトガル系ユダヤ人、オランダ人やロンドンの貿易商人たちの持ち込む内外手形（の何枚もの束）が割引かれ始めていた。1711年、手形割引の統一的規則が承認され、その制度化がはかられた。しかし、これも、高度に国際貿易を金融する外国為替手形を、内国手形より優遇するものであったという。ロンドンを中心とする重商主義的な内外トレードの発展が、このことを条件づけたと思われるのである。

（五）

つぎに、ロンバード街との関係で、イングランド銀行の創立を大観してみよう。新銀行が創設されて大量の発券を行うことにより市場利子率を急落させたことに、同行の近代性が従来より求められてきた。このことを、先学の主張にくわしく聞いてみよう。「イングランド銀行が近代＝資本主義的銀行であることを主張する」には以下の点が説明されなければならない。「イングランド銀行が設立され、巨大な量の銀行券を発行して貸付を行なったのであって、このために市場利子は急激に低下するにいたった」。「市場利子の下落が可能となったのは……基本的には市場における通貨が豊富になったためである」。「要するに、「信用貨幣の創造によって貴金属の独占そのものを制限」したことが利子率を低下せしめ取引への利益となったことを主張しているのであり、換言すれば、問題は通貨の供給量であって供給方法のいかんではないのである」。「イングランド銀行は政府や政府に結びつくロンドンの有力な商人階級、すなわち

シティのふつうの商人とは一線を画する金持階級 (monied interest) との取引を第一義としており、これを通じて豊富な現金を市場に供給した。これがさらに地方の産業資本の循環を支持する方向に働いたとみるべきであろう。「いまや現金として機能するイングランド銀行券を基礎として」、「市場で現金が豊富になったことが商人による内国手形の割引業務を発展させた。この場合イングランド銀行が地方における産業的進歩に貢献していることは明白であるとするならば、このいわば、間接的効果を看過することは誤りでなければならぬが、しかしこれ以上のものと理解するのもまた正当ではない。」¹⁴⁾

この見解には、傾聴すべきものが多い。そして、これは、冒頭で触れた見解の第三点と通じるものもみられる。いわれるように、通貨の量が利子引下げの一条件となったとすれば、これは市場論の説明とでもいいうるのであろう。ところで、イングランド銀行の初期の銀行諸手形が、いかなる条件の下で、何故に現金となり通貨となるのであろうか、信用通貨は通貨と同じものではない。また、通貨の供給量が豊富になったとしても、それで利子率が低下するわけでもないだろう。通貨の量は商品流通が決定するもので、利子率は貨幣市場の貸付可能な貨幣資本の需給に依存するもので、両者は別個の事柄である。市場に通貨や現金が豊富となっても利子率は下がるわけではないし、市場で貸付貨幣資本が豊富であれば引下げられるのではなかろうか。

そこで、イングランド銀行の設立 (1694年) が事実、市場利子率を引下げたのであろうかそうでないのか、が問題となる。当時においても、これを引下げたとする副総裁ゴトフリの主張と、逆に銀行が貨幣を独占することによりこれを上げたとする土地銀行のチェンバレンの見解とが対立していたという。もし引下げたとするのであれば、デフォの時代 (1727年) になっても割引市場は「泥棒達の暗黒市場 Black Market」で、割引人は「禿鷹で、獣の皮をかぶった真の食人種で人肉を食らう者」といわれていることの説明ができないのである。¹⁵⁾ また、「全18世紀を通じて利子率の強制的引下げを求める叫びが響いた」(Marx, *ibid.*, III. S. 616, 向坂駅 3 (2) 758頁) というマルクスの知見の真意も理解できないことになりはしないだろうか。

イングランド銀行の設立と市場利子率の関連について、さらに詳しくみてみ

よう。同行の設立が市場利子率を引下げたとすれば、いかなる意味においてそうなのだろうか、もっと細かくみてみたい。イングランド銀行は、「20～30%の高利をとる吸血動物、寄生虫の高利貸、強欲な金匠、割符（公債）仲買人、^{マネ・スクリプナ}悪辣な貨幣公証人ならびに質商たちを圧倒した」といわれてきた。イングランド銀行は、まず自己の銀行手形を用いて最初8%で貸上げた。これに対し、巨大金匠の政府前貸の利子率は過去20～30%だったため、明らかにこれは引下げられたであろう。また、10～15%で割引かれていた割符の仲買人の仕事も、同行に奪われたであろう。計画された土地銀行に対抗して開始された、土地抵当（証券）貸付は5%だったが、これはもともと公証人の仕事を奪うことにもなり、かつこれは商工人の利益にかなうものでもなくまもなく廃止された。初代総裁ウブロンは、シティの大公証人だったという。商品担保でも5%で貸付けられたが、これまでは市場でこの倍の利子率が取られていた。当初、質貸も5%でなされたが、質商たちは過去1週30～60%をとっていた。さらに、銀行は外国為替手形を4.5～6%で、内国為替手形や約束手形を5～6%で、預金者や理事にはさらに低い利子率（3～4%）で割引を始めたのに対し、金匠はこれらを9～10%で割引いていたのである。このように、イングランド銀行は自己の利子率についてはこれを引下げた、このことにより利子引下げの一步をふみだした。同行の設立が利子を引下げたといわれるのは、この意味においてであろう。イングランド銀行は自己の利子率を引下げたとはいえ、そのことが必然的に市場割引利子率をも引下げたと果たしていえるのであろうか。二つのことは、同じことではないであろう。

当時法定利子率（6%）は定められていたが、貨幣市場では手数料その他を口実にこれはなかなか守られなかった。このなかで、イングランド銀行は自己の利子率を法定利子率に維持することにより、市場も法定利子率を順守するよう見本を示したのだ。イングランド銀行は法定利子率を堅持する態度を固め、御用銀行的性格を濃厚にした。他方、このことを看板に、同行は商業銀行的活動をいとなむことに利益をみだしもした。このようにして、市場利子率の低下傾向が強化され、資本の形成が助けられその過程も短縮される一条件となったかもしれない。法定利子率¹⁶⁾を必ず守る銀行がやっとロンドンに一行だが、

登場したのだ。イングランド銀行設立以前と以後とでは、両者をめぐる状況が異なるのであって、同行は法定利子率の保塁をなすべく行動したと考えられるのである。同行が利子率を引下げたというのも、これ以上でも以下でもない。

そこで、法定利子率に適う手形のみ同行に申込まれ、政府の手形や割符、東インド会社や外国商社のもちこむ内外の一流手形が割引かれ始めた。こうして、金匠の課す高い利子に反抗するもこれを容認せざるをえなかった時代から、具体的に新銀行を設立することによって利子引下げ要求の一步を踏み出すという時代の転換を、イングランド銀行の生誕は特徴づけたのである。このことは、同時に、金利子付資本から銀行券利子付資本への転化の一步を示していた。両者を規定する関係が歴史的にも論理的にも異なるわけだ。

議会的重商主義の時代は、商人資本にリードされながら、初期産業資本が形成されつつある時期で、¹⁷⁾このためには国家が利用されもした。「暴力は、新たな一社会を孕んでいる凡ゆる旧社会の助産婦である。それ自身が1つの経済的力能である」(Marx, *ibid.*, I, S. 779, 向坂訳1 938頁)といわれている。

イギリス資本主義生成との関連で銀行制度の形成が問題とされるようになったのも戦後まもなくのことで、この時期の中心的問題は、イングランド銀行の創設をいかに位置づけるのか、殊にその近代性の内容にかかわっていたといえるであろう。¹⁸⁾初期産業資本の形成過程における、独立生産者層の抬頭をもってする、近代的商業信用の形成と商業手形の発生を基礎に、手形割引発券業務が展開されることを基本線に、イングランド銀行の近代性が主張されてきた。¹⁹⁾これは多くの議論を呼び起こしたものだが、地方信用制度の胎動とからめ、次のように発展・継承されていったよう思われる。

「初期のイングランド銀行は、人的構成や業務の内容において、すぐれて『ロンドン銀行』という当時のニックネームにふさわしい特権的な性格を備えていたのであるが、それにもかかわらず、この銀行の動きは地方の毛織物業者たちを基軸とする国民的「工業生産者」層の利害と密接に結びついていたように思われるのである。というのは、たとえば、この銀行は創業まもなく1696年に「銀行史上空前絶後」とさえいわれる「危機」に遭遇したのであるが……この「危機」克服の過程をみると、この銀行は誰よりもまず Clothiers, Serge-

makers, Weavers, Clothworkers などの職業名をもつ地方の毛織物生産者層が、下院への陳情などの形でまきおこした銀行擁護の強力な運動によって支えられていたという事実である。]²⁰⁾

1640年代クロムウェル革命を前後に、イングランド経済は海外貿易に主導されつつも国内市場の充実と展開がもたらされたことは、前述した通りである。西部や北部地方 (Bristol, Exeter, Norwich, York) の商品が、ロンドンのブラックウェル・ホール^{フアクター}の問屋のもとに送られ、輸出されるか、あるいは国内の各地に卸売された。ここで、ロンドン宛手形が振出される。商品市場に歩調を合わせて手形市場が生成し、外国手形の支配するなかで内国手形が醸成され出自した。地方銀行の本格的な群生以前の、地方貨幣市場では、商人や織元生産者、送金人や収税人、公証人^{スクリプナ}や高利貸などの商品・貨幣・貸付取引業者が、未分化状態のままで星雲的に散在していた。彼らは、ロンドンの支店や金匠とコルレス関係を結びつつ、地方とロンドン間の「信用の脈管」を形成した。当時のロンドンは、内外商業の結節点であり、内外信用の網の目はロンバード街を介し取り結ばれ、ここで諸々の手形が決済されたのである。

内外の商品取引と同様、貨幣取引や貸付取引の面でも、イングランド人自身の活動が目立ち始め、ロンバード街には、大商人、仲買人^{ブローカー}、貨幣公証人^{マネ・スクリプナ}や金匠などが群生した。金匠が脚光をあびるには、1640年のロンドン塔事件と内乱が契機となった。「ロンバード街の金匠はちょうどアムステルダム銀行家のようなものであって、多くのロンドン大商人の現金を預かった」(金匠バイオレット)。²¹⁾ 1672年国庫停止後巨大金匠は崩壊していくが、市中金匠は生きのびた。²²⁾ 彼らは、内外商人や生産者の当座現金や通知預金を受入れ、また他方で地方の為替取組先として活動し、いわば貨幣取引資本として自立化し始めた。

こうした関係において、ロンドン払の送金手形やロンドン宛の為替手形が振出され、市中金匠の許の地方預金とその支払を保証した。ロンドン宛手形が、あらゆる形態の取引のあらゆる段階に入り込み、大小さまざまな金額のものが、現金のように自由に流通したという。市中金匠の活動も、この初期産業資本の展開にともなうロンドン宛手形の普及と結びついていた。

「新銀行設立について、一義的に その特徴を示せばロンドン貨幣市場が「形

式的に」指導される確乎とした居所（ロンドン）に新銀行をむかえたということである。このことは、新銀行が名目的にして、形式的にロンドン貨幣市場を掌握して、指導する立場に立ったことを意味する。それで銀行は、経済的にして、実質的なそれに推移するには、まず、銀行が政府から経済的保障を受けることが先決であった。」²³⁾

以上みてきたように、イングランド銀行の創設は近代的銀行から遠いようにみえたが、そう遠くないものであった。イングランド銀行もその銀行手形も資本主義的生産様式の生成するなか、当時のイギリス重商主義的社会関係の生みだしたものであった。それらを手段に戦時財政活動が展開する、そうした中で商人資本の蓄積や資本の原蓄が押し進められたものだった。そうした関係のなかで近代的銀行が誕生の産声をあげ、捺印手形も生まれてきたのである。

同行が新たな諸関係においてより一層近代的に再編されるについては、産業革命を遂行する地方産業資本の展開に担われ歴史の舞台に登場する地方銀行の群生をまたねばならない。18世紀前半ロンドン個人銀行との関連の中でのイングランド銀行の性格発展、18世紀後半地方銀行の群生がイングランド銀行の中央銀行化に及ぼした影響が改めて問題となる。こうした新たな歴史的条件との関連でイングランド銀行の展開過程を再検討してみる必要を痛感する、稿を改めざるをえない所以である。

〔注〕

- 1) 西村閑也「近代的銀行」渡辺佐平『金融論講義』法政大学出版会 1975年 240頁。
- 2) 同上 228, 235頁。しかし、初期にイングランド銀行券が地方で流通したのも、送金目的で、地方収税人の手を介してであるといわれている。
- 3) 楊枝嗣朗「ロンドン金匠銀行と金匠銀行券」金融経済(171) 1978年 56, 65頁, 同「R・ドゥ・ローヴァーの貨幣市場論と為替手形」佐賀大学経済論集13 (2) 1980年 71頁。
- 4) 高木暢哉『再生産と信用』有斐閣 1957年 208頁。
- 5) Clapham, J., *The Bank of England. A History*, I, 1944, p. 10 邦訳 13 頁。 / と……は、筆者のもの。
- 6) Anon., *The Myftery of the New Fafhioned Goldsmiths or Banker*, 1676, p. 7 田中生夫訳 341頁, 竹内一男・飛田紀男訳 9 頁。

- 7) 荒牧正憲「近代銀行制度の形成」高木暢哉編『銀行論』有斐閣 1975年 71頁。
- 8) 飯田正義「信用の発展とイングランド銀行」(上) 金融経済(175) 1979年 5-6, 14, 25頁, 同「国民的銀行と信用組織——イングランド銀行設立と信用関係——」金融経済(157) 1976年 93頁。
- 9) Andréades, A., *History of the Bank of England 1640-1903*, 1909, p. 74
町田・吉田訳 86頁。失敗に終わった土地銀行も国王への貸上目的で企画され、応募額£7,100のうちのほとんどの£5,000が国王の応募分だった。南海会社も、公信用を介し戦費調達する仕組の一部であった。
- 10) Horsefield, *ibid.*, p. 137.
- 11) Clapham, *ibid.*, pp. 26-9 邦訳 32-5頁。
- 12) 宮崎犀一他編『近代国際経済要覧』東京大学出版会 1981年 59頁, 拙稿「中央銀行論の展開に関する一考察——イングランド銀行の史的展開過程との関連で——」経済論究(51) 1981年 151頁。
- 13) Clapham, *ibid.*, p. 119 邦訳 136頁。
- 14) 田中生夫「イングランド銀行の初期割引業務」バンキング(160) 1961年 29-39頁, 宮田美智也「信用制度の近代的形成」金融学会報告(54) 1982年 148頁。
- 15) 楊枝嗣朗「イギリス「国民的」信用制度形成史序説」佐賀大学経済論集14(1) 1981年 64頁。
- 16) 本稿 102頁。
- 17) 荒牧正憲「重商主義」経済学史学会西南部会編『経済学史研究』ミネルヴァ書房 1973年 25頁, 同「銀行(信用)制度の形成と成立」竹村脩一編『金融経済論』有斐閣 1968年 62頁。
- 18) 玉野井昌夫・依光良馨・大野和「資本主義生成期の信用制度」『信用論研究入門』有斐閣 1981年 249頁。
- 19) 大塚久雄「信用関係の展開」著作集V 岩波書店 1969年 372頁。
- 20) 関口尚志「イギリス 初期地方銀行の存在形態とその基盤」金融経済(55) 1959年 78頁, 深町郁弥「イングランド銀行」『資本論講座』5 青木書店 1964年 334頁。
- 21) 長幸男「信用制度の発達——イングランド銀行の設立を中心として——」『西洋経済史講座』II 岩波書店 1960年 342頁。
- 22) 本稿 102頁。
- 23) 飯田正義 前掲論文 93-4頁。

資料 1 アムステルダム銀行受領証, 17世紀

On the 15th of February N. N.¹⁾ deposited one thousand Louis d'or with the Bank, at a rate of 10 florins and 4 stivers a piece, under the condition that he will be obliged to take them back within six months and to pay one half per cent to the Bank. Should he fail to fulfil this condition after expiration of these six months, they will pass into the possession of the Bank at the same price as mentioned above.

(signature of the employee)

注(1) 預金者名, 以下, イタリック体は手書で, ローマン体は印刷文字。
出所については, 末尾に一括して掲げさせていただいた。

資料 2 金匠受領証 (Goldsmith Receipts)

(a) 1633年

Undecimo die Decembris 1633

Receaved ye day and year above written of William Hale Esq. for a post ffyne charged upon Rowland Hale Esq. upon ye accompt of Henrie Coghill Esquire High Sheriffe of ye Countie of Herts ye some of three poundes and five shillings of current English money I say receaved as aforesaid

By me

Lawrence Hoare.

(b) 1654—5 年

*Recd. 7th Dec. 1654 of Sam Toffe three score pounds wch
I promise to repay upon demand witnesse my hand wth 2d. } 60 l
day Interest*

Feild Whorwood

[裏書]

*I assigne the Contents of this bill to Mr. Humphry Molson 7th June
1655*

Sam Toffe

(c) 1654—5 年

*Recd. 16th Dec. 1654 of Sam Toffe the some of Twenty
five pounds wch I promise to repay upon Demand I say } 25 l
Recd.*

Per me Feild Whorwood

interest of both £ 2-05-0.

[裏書]

*I assigne the Contents of this bill to Mr. Humphry
Molson the 7th June 1655* } 25 l
Per Sam: Toffe

(d) 1671年

June the 9th 1671
Rec^d of Mr Richard Green p order of Mr Rob^t Everret } li
the summe of one hundred seaventy and five pounds and is } 175
for the use of and uppon the Accompt of W^m Hale Esq.
I say rec^d _____
for my Mr Rob^t Tempest
p Richard Hoare

(e) 1686年, 金匠銀行家への受領証

Dec: 11, 1686
Received of Mr. ? Child & ? ?
of Seventy three pounds one shilling & Two Coming The Ballance of my
Account of this Day I say £ 73:1:2 ?
Ja Rooth *Ellen E. G. Gwyn*

(f) 1688年, 受領証 (手形)

Mr. Dowk,
yu may pay ye one hundred and four score pounds for yr. fine to Mr.
Valentine Duncombe Bancker at ye Grashoper in Lombard Street whose
acquittance for ye same shall bee accepted by me for payment. March ye
29th. (88)
WEYMOUTH.
Received this 26th May 1688 of Mr. Michael Wicks by the appointment
of Mr. Job Dowk the sum of one hundred and eighty pounds, which is for
the use of the Right Honble. Thomas Lord Viscount Weymouth, which sum
I promise to pay to his Lordship or order on demand.
p. VALL. DUNCOMBE.

(g) 1758年

Received 14 October 1758 of Mr. Tho^s Palmer
Hand of Mr. Rich^d. Roberts One hundred
Thirty Pounds 12/6 for the use of Cha^l. Tryon Esq
For Mes. Henry Richard & Hoare

£ 130.12.6

Jhn Dawes

(h) 1765年

*Receiv'd 23 April 1765 of Mr. John Palmer Sixty
Pounds 15/ for the Use of Charles Tryon Esq.*

For Mess^{rs} Henry, Rich^d, & R^d, Hoare,
W^m Atkinson

£ 60., 15-

資料 3 金匠宛手形 (Bills upon Goldsmith)

(a) 1659年

*Mr. Morris & Mr. Clayton,
Pray pay the bearer hereof Mr. Delboe or order
ffour hundred pounds I say £ 400:—:—for*

Yrs: Nic^o: Vanacker

London the 16th of february 1659

(b) 1665年

*Mr. Morris, Pray pay unto Mr. Oliver Chadwell
(a Goldsmith in Towerstreet) the Som of Syxtie pounds the vallue re-
ceived of Mr. Thomas Colebrooke & place to the acc^o: of*

Yrs: Nicholas Vanacker

*Amberley December
the 13th—1665*

At the fflying horse in Cornehill London

(c) 1671年

The 12 April 1671.

CHARLES DUNCOMBE,

*Pay unto Mr. Phil. Marsh or the bearer, four hundred eighty nine
pounds, and place it to the debt of Mr. William Batalhey: this is by
order of*

Your Master

£ 489.

EDWARD BACKWELL.

(d) 1675年

Mr Thomas ffowles.

*I desire you to pay unto Mr Samuel Howard or order upon receipt
hereof the sum of nine pounds thirteen shillings and sixe pence and
place it to the account of*

14 Aug^t 1675.

yor servant

Edmond Warcupp.

£ 9.13.6.

ffor Mr Thomas ffowles Gouldsmith
at his shop between the two
Temple gates ffleete streete.

[裏面]

Recd in full of this Bill the sune of
nine pounds thirteene shillings & sixpence

Saml. Howard

(e) 1676年

June 11th 1676.

Mr. Hoare.

pray pay to the bearer hereof Mr Will Morgan fifty four pounds ten
shillings and ten pence and take his receipt for the same

your loving friend

£ 54.10.10.

Will Hale.

ffor Mr Richard Hoare
at the golden bottle in
Cheapside.

(f) 1684年

Bolton, 4th March, 1684. At sight hereof pray pay unto Charles
Duncombe, Esq., or order, the Sum of four hundred pounds, and place it
to the account of

Your assured friend,

WINCHESTER.

To Captain Francis Child, near Temple Barre.

(g) 1686年

Chelsey, 23rd September 1686

Pray do mee the favour to pay his bird-man four guineas for a paire
of parakeets that I had of him. Pray dont let anybody either my Ld or
Lady know that you did it and I will be sure my selfe to pay you honestly
again.

Arthur Somerset.

(h) 1688年

Holland-house Kensington 6 Sep^r 1688.

S^r

*Pray pay to the bearer Henry Westenra Esq the sum of seventy four pounds thirteen shillings and sixpence and putt it to the account of
yr friend & serv^t*

Ric Bridges.

*For Mr Francis Childe
by Temple Barr.*

(i) 1688年

12 Sep^r 1688.

S^r

Pray pay to the bearer Henry Westenra Esq the sum of thirty five pounds fifteen shillings and putt it to the account of

yr friend & servant

Ric Bridges.

*For Mr Francis Childe
Temple Barr.*

74-13-6.

35-15-0.

110- 8-6.

(j) 1689年

Collonnell Childe & Partner.

Pray pay to S^r Edward Cartarett or bearer the summe of two hundred pounds and place itt to my account. I will be with you this after noone.

29 May 1689.

Rich Beauvoir. [Seal]

£ 200 : — : —

*For Collonnell Childe & Partners
Goldsmiths next to temple bar.*

(k) 1698年

To Mr. Child and Mr. Rogers.

July 20th, 1698.

Pray pay to the honorable Dudley North or bearer, the sum of one thousand pounds, and be pleased to place it to the account of

Your friend and servant,

YARMOUTH.

(1) 1728年

Pay Mr. James Martin & Comp. or order
Bath, Oct. 26. 1728. Thomas Martin.
James Martin & Co.
Witness for Mr. James Martin & Coy.
Saml. Thorne.

資料 4 金匠手形 (Goldsmith Notes)

(a) 1684年

Novr 28:1684
I promise to pay unto ye Rig^t Hon^{ble} ye L^d North & Grey or bearer
Ninty pounds at demand
for Mr ffran Child & myself
Jno Rogers.
 £ 90

(b) 1705年

November 29 1705
I Promise to pay to the Hon^{ble} Thomas Bulreley Esq. The Sume of
One Hundred Pound on Demand
for Sr Richard Hoare & Self
Henry Hoare

(c) 1729年

London, Sept 5, 1729.
 No. 366
I promise to pay His Grace the Duke of Bedford or bearer on demand
Forty Pounds
 £ 40.0.0 For Fra Child Esq
 20.0.0. J [remainder of signature missing]
 £ 20.0.0.

(d) 1771年

London the 11 day of July 1771
 No
I Promise to pay M^{rs} Anne Aslong or bearer on Demand Three Hun-
dred eighty Pounds
 For Mess^{rs} Henry, Richard, R^d., & H^y., Hoare
 £ 380 — — *Henry Hoare Jun^r*

(e) 1773年

London the 9 day of <i>March</i> 1773 No I Promise to pay <i>Charles Turner Esq.</i> on demand <i>Three Hundred thirty nine pounds 16^s, 1^d being the balance of an acco. this day settled</i> For Mess^{rs} Henry, Rich^d. R^d., & H^y, Hoare <i>Cha^s Wray</i> £ 339.16.1

資料 5 捺印手形 (Sealed Bills, or Bank Bills sealed)

原版, 1694年

(Britannia) (Medallion) No... The Governor and Company of the Bank of England do hereby oblige themselves to pay unto or his Assignes one hundred Pounds on demand with Interest at two pence a day for any time not exceeding one year, London By Order of the Court of Directors	li 100
--	--------------------

資料 6 当座現金手形 (Running Cash Notes)

(a) 原版, 1695年

No. (Britannia) (Medallion) We promise to pay to Mr. or bearer the Sum of one hundred pounds at demand with interest at two pence a day for any time not exceeding one year. London the ... day of ... 169.. for the Gov^r & C^o of the Bank of England 2 d per day per cent.	£ 100
---	--------------

(b) 見本, 1697年

<i>I promise to pay Mess^{rs}. Coleman & Haues or bearer ? demand twenty two pounds London June 18, 1697.</i> ?	<i>For ye Jood & Comp^a of ye Bank of England</i> ?
--	---

(c) 原版, 1699年

[Britannia Medallion.]	27 Aprill J. V.
No. 104.	
I promise to pay to <i>Mr Daniell Denny</i> or Bearer on demand the Summe of <i>One hundred and fifty pounds eight shill and 8d</i>	
London the 24 day of <i>January</i> 1699.	
£ 130.16.8. pt £ 180. 16.8 Atwill.	For the Gov ^r & Comp ^a
19.12.—	of the Bank of England
150. 8.8.	<i>John</i> [Wase]

(d) " 1699年

Vignette of Britannia	
No. 47	
I promise to pay to <i>Mr Thomas Powell</i> or Bearer on demand the summe of <i>Five hundred fifty five pounds</i>	
£ 555	London the 19 day of <i>Xber</i> 1699
	for the Gov ^r . and Comp ^a .
	of the Bank of England
	<i>Thomas Madockes</i>

(e) " 1699年

I promise to pay <i>Mr. John Wright</i> or Bearer on Demand the summe of <i>two hundred Pounds</i> .	
200 pd. st.	London the 23 day of <i>Jan.</i> 1699
	For the Govr. and Compy.
	of the Bank of England <i>Joseph</i>

(f) いわゆる銀行券, 1809年

BANK OF ENGLAND		18.....
I promise to pay to <i>Mr Henry Hase</i> or Bearer on Demand the Sum of Pounds		
18.....	London	18.....
	For the Governor and Company	
	of the Bank of England.	
£.....	A. B.	

資料 7 (大理石模様紙) 印刷手形 (Lettered Notes on Marbled Paper)

(a) 原版, 1694年

A	Vignette of Britannia	No.
We promise to pay Mr. or Bearer		} £ 5
the Sum of five pounds at demand, London the		
day of 169		
Ent'd		for the Gov ^r . & Company of the Bank of England

(b) “, 1695年

A	(Britannia Medallion)	No.
We promise to pay to or bearer the sum of five pounds at demand, London the .. day of 169..		
Enter'd		for the Gov ^r & Company of the Bank of England
This Note to be current only for twelve months And may be checked at the Bank gratis when desired		

(c) “, 1695年

We promise to pay to the Bearer of this Indented note the summe of pounds on demand. London the day of 169....	
[Signatures of two cashiers] for the Governor and Company of the Bank of England.	

資料 8 勘定口座手形 (Accomptable Notes)

(a) 原版, 1694年

Rec ^d the of 1694 of the sume of	
for which I promise to be accomptable on demand.	
	For the Gov ^r and Compa of the Bank of England.
	[signature of cashier]

(b) 見本, 1697年

London y^e 10th June 1697.

Received of *Capt Bas Percy*
forty seven pounds five shillings
current money
 for which I promise to be accountable.
li For the (This part and
 47 [5s. obliterated] of the (signature missing.)

(c) “, 1698年

London
 Received of

 for which I promise to be accountable on demand
 For y^e Gov^r & Company
 of y^e Bank of England

(d) 原版, 1701年

Received of for which I promise to be accomptable to him
 or bearer on demand
 For the Governor and
 Comp^a of the Bank of England

資料 9 正貨手形 (Specie Notes)

(a) 原版, 1696年

No (Britannia)
 (Medallion)
 Received of
 the Summe of
 which I promise to repay or Bearer on demand in the same
 Specie with Interest after the rate of .. p. cent. p. Ann London ye
 of 169..
 For y^e Gov and Comp:
 of y^e Bank of England

(b) “, 1696年

Received of the day of the sume of in milled
 money (or in Guineas, as the case is) which I promise to repay on
 demand in the same specie

資料10 銀行郵送手形 (Bank Post Bills)

(a) 原版, 1728年

No.	London	172..
At three days sight I promise to pay this my Sola Bill of Exchange to of or ... Order Sterling. Value received of		
		For the Governor and Company of the Bank of England
li		
Entered		

(b) “, 1738年

BANK POST BILL		
(Britannia) (Medallion)	No.	London 17 ..
At seven days sight I promise to pay this my Sola Bill of Exchange to or Order TWENTY Sterling Value received of		
		For the Gov ^r and Comp ^a of the Bank of England
£ TWENTY		
Ent ^d		

資料11 銀行流通手形 (Bank Circulations Notes)

原版, 1745年

BANK CIRCULATION. Anno 174..	
Received of the sum of TWENTY POUNDS, which I promise to repay to h .. or Bearer Twelve Months after the Date hereof with Interest at the rate of FIVE POUNDS p. cent. p. annum	
	London the ... Day of 174..
£ 20.	For the Gov ^r and Comp ^a of the Bank of England

資料12 イングランド銀行の初期の小切手(1696年6月12日, 出納局長T.スピード宛手形)

Mr. Speed,
Please pay unto Mr. John Lambert or Bearer on Demand — £ 115.
17 s. od.

(Sources : Van Dillen, J. G., "The Bank of Amsterdam" in *History of Principal Public Banks*, 1934, p. 103.

Hoare, H. P. R., *Hoare's Bank : A Record 1673-1932*, 1932, pp. 3, 14.

Martin, J. B., *The Grasshopper in Lombard Street*, 1892, pp. 30-2, 45, 129.

Holden, J. M., *The History of Negotiable Instruments in English Law*, 1955, pp. 45, 210, 351.

Hilton-Price, F. G., *A Handbook of London Bankers*, 1876, pp. 24, 340.

Richards, R. D., *The Early History of Banking in England*, 1929, pp. 41, 51-5, 154-237, 239, 1b "The First Fifty Years of the Bank of England" in Dillen, pp. 221-30.

Mackenzie, A. D., *The Bank of England Note*, 1953, pp. 5, 10, 23. Clapham, *op. cit.*, p. 142 邦訳 162頁,

小野朝男『イギリス信用体系史論』東洋経済新報社 1959年 142, 218-21頁,
楊枝嗣朗「ロンドン金匠銀行と金匠銀行券」64, 67頁, 同『イギリス信用
貨幣史研究』九州大学出版会 1982年 179頁。)